

大阪市国民健康保険料徴収猶予、減免基準の一部を改正する基準

大阪市国民健康保険料徴収猶予、減免基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>2 減免</p> <p>(1) <u>基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額</u>の所得割額の減免</p> <p>倒産、廃業、休業、退職等で、当該状況が発生した月以降の平均月額見積所得（退職所得を除く）を基に算出した1年間の見込所得が前年中の所得金額（前年中の所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定の例により算定するものとする。また、該当世帯に国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）が属し、特例対象被保険者等にかかる前年中の所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定の例によって計算した金額の100分の30として算定する。）に比し10分の7以下になる世帯について、該当世帯の<u>基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額</u>それぞれの所得割額（前年中の所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定の例により算定するものとする。また、特例対象被保険者等が属し、特例対象被保険者等にかかる前年中の所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定の例によって計算した金額の100分の30として算</p>	<p>2 [同左]</p> <p>(1) <u>基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額</u>の所得割額の減免</p> <p>倒産、廃業、休業、退職等で、当該状況が発生した月以降の平均月額見積所得（退職所得を除く）を基に算出した1年間の見込所得が前年中の所得金額（前年中の所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定の例により算定するものとする。また、該当世帯に国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）が属し、特例対象被保険者等にかかる前年中の所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定の例によって計算した金額の100分の30として算定する。）に比し10分の7以下になる世帯について、該当世帯の<u>基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額又は介護納付金賦課額</u>それぞれの所得割額（前年中の所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定の例により算定するものとする。また、特例対象被保険者等が属し、特例対象被保険者等にかかる前年中の所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定の例によって計算した金額の100分の30として算定する。以下「減免前の所得割額」</p>

定する。以下「減免前の所得割額」という。)に下表で定める減免率を乗じて得た額(以下「減免額」という。)を減免する。

[表 略]

算出された所得減少率に対応する所得割減免率をもって、該当世帯の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額それぞれの所得割額に対する減免計算を行う。

なお、当該世帯の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額は、所得割額に対する減免計算を行った後にそれぞれ適用する。

(2) 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額、均等割額及び平等割額の減免

災害により保険料の全額負担に堪えることが困難であると認められる者は、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額それぞれについて、賦課限度額適用後の金額に下表で定める減免率を乗じて得た額を減免する。

[表 略]

(3) 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額、均等割額及び平等割額の減免

次のア～エについての減免を行う。なお、当該世帯の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額は、減免計算を行った後にそれぞれ適用する。

という。)に下表で定める減免率を乗じて得た額(以下「減免額」という。)を減免する。

[表 同左]

算出された所得減少率に対応する所得割減免率をもって、該当世帯の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額又は介護納付金賦課額それぞれの所得割額に対する減免計算を行う。

なお、当該世帯の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額又は介護納付金賦課額の賦課限度額は、それぞれ条例第14条の2、第14条の2の7及び第14条の7に規定する額とする。

(2) 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の所得割額、均等割額及び平等割額の減免

災害により保険料の全額負担に堪えることが困難であると認められる者は、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額それぞれの所得割額、均等割額及び平等割額について、下表で定める減免率を乗じて得た額を減免する。

[表 同左]

(3) 基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の所得割額、均等割額及び平等割額の減免

ア 次のいずれにも該当する者（以下「旧被扶養者」という。）の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額について、免除する。

[ (ア) ~ (イ) 略 ]

イ 次に掲げる旧被扶養者（条例第 17 条の 2 第 1 項の規定による軽減を受けることができる者を除く。）の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額について、それぞれ次に定める割合を減免する。

[ (ア) ~ (イ) 略 ]

ウ 次に掲げる旧被扶養者世帯（旧被扶養者のみで構成される世帯であって、条例第 17 条の 2 第 1 項の規定による軽減を受けることができるものを除く。以下同じ。）であって、条例第 14 条第 1 項第 3 号アに掲げる世帯の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の平等割額について、それぞれ次に定める割合を減免する。

[ (ア) ~ (イ) 略 ]

エ 次に掲げる旧被扶養者世帯であって、条例第 14 条第 1 項第 3 号ウに規定する特定継続世帯の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の平等割額について、それぞれ次に定める額を減免する。

[ (ア) ~ (イ) 略 ]

(4) 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額及び均等割額の減免

被保険者が少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき、又は、刑務所、拘置所その

ア 次のいずれにも該当する者（以下「旧被扶養者」という。）の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の所得割額について、免除する。

[ (ア) ~ (イ) 同左 ]

イ 次に掲げる旧被扶養者（条例第 17 条の 2 第 1 項の規定による軽減を受けることができる者を除く。）の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の均等割額について、それぞれ次に定める割合を減免する。

[ (ア) ~ (イ) 同左 ]

ウ 次に掲げる旧被扶養者世帯（旧被扶養者のみで構成される世帯であって、条例第 17 条の 2 第 1 項の規定による軽減を受けることができるものを除く。以下同じ。）であって、条例第 14 条第 1 項第 3 号アに掲げる世帯の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の平等割額について、それぞれ次に定める割合を減免する。

[ (ア) ~ (イ) 同左 ]

エ 次に掲げる旧被扶養者世帯であって、条例第 14 条第 1 項第 3 号ウに規定する特定継続世帯の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の平等割額について、それぞれ次に定める額を減免する。

[ (ア) ~ (イ) 同左 ]

(4) 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の所得割額及び均等割額の減免

被保険者が少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき、又は、刑務所、拘置所その

他これに準ずる施設に拘禁されたときは、その期間に相当する基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額それぞれの所得割額及び均等割額を免除する。

なお、世帯員全員が該当する場合は、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額それぞれの平等割額についても免除する。（世帯全員が該当しない場合であっても介護納付金賦課被保険者全員が該当する場合は、介護納付金賦課額の平等割額について免除する。）

ただし、免除する額についてはその事実が発生した日の属する月から算定し、その事実が消滅した日の属する月は算定しない。

また、当該世帯の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額は、減免計算を行った後にそれぞれ適用する。

### 3 実施期日

(1) この基準の適用は、令和8年6月1日から実施する。

(2) 改正後の大阪市国民健康保険料徴収猶予、減免基準の規定は、令和8年度分以後の保険料について適用し、令和7年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

ただし、2減免(2)の改正規定は、令和7年度分以後の保険料について適用する。

他これに準ずる施設に拘禁されたときは、その期間に相当する基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額それぞれの所得割額及び均等割額を免除する。

なお、世帯員全員が該当する場合は、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額それぞれの平等割額についても免除する。（世帯全員が該当しない場合であっても介護納付金賦課被保険者全員が該当する場合は、介護納付金賦課額の平等割額について免除する。）

ただし、免除する額についてはその事実が発生した日の属する月から算定し、その事実が消滅した日の属する月は算定しない。

### 3 [同左]

(1) この基準の適用は、令和2年4月1日から実施する。

(2) 改正後の大阪市国民健康保険料徴収猶予、減免基準の規定は、令和2年度分以後の保険料について適用し、令和元(平成31)年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

備考 表中の[ ]の記載は注記である。